

大阪市会会議規則の一部を改正する規則案

本案を別紙のとおり提出する。

平成26年11月21日

大阪市会議長 床田正勝様

提出者

高山 仁	黒田 當士	河崎 大樹
美延 映夫	吉村 洋文	広田 和美
守島 正	丹野 壮治	辻 淳子
青江 達夫	待場 康生	明石 直樹
土岐 恭生	北野 妙子	西川 ひろじ
柳本 顕	福田 賢治	田中 ひろき
山中 智子	井上 浩	

(別 紙)

## 大阪市会会議規則の一部を改正する規則

大阪市会会議規則（昭和31年9月30日市会議決）の一部を次のように改正する。

第8条中「議員は」を「議員は、公務、疾病、出産その他事故のため」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

説 明

本会議の不应招、欠席の届出に関し、その理由を例示するため、会議規則の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

---

(参 照)

(太字は改正)

大阪市会会議規則（抄）

(不应招、欠席の届出)

第8条 議員は、**公務、疾病、出産その他事故のため**、招集に応ずることができないとき、又は会議に出席することができないときは、正当の理由を示して議長に届け出なければならない。